平成27年国勢調査に向けた今後の調査環境対策について

1 各府省への協力依頼

- 平成27年国勢調査各府省連絡会議の設置
 - ① 平成22年調査における各府省の実施状況も踏まえ、平成27年調査の協力依頼の内容を精査し、具体化した内容について依頼を行う。
 - ⇒ 平成27年国勢調査各府省連絡会議を平成26年度中に設置
 - ② 府省別の主要な依頼事項については、閣僚懇談会の場などの活用も検討する。

2 マンション等への対策

(1) これまでの取り組み

国,都道府県,市区町村のそれぞれにおいて,可能な限り,マンションの管理人や 管理会社等と交渉し,「調査への協力」を依頼。また,統計局では,協力者会議を設置 し,関係団体や関係機関を通じて,傘下の組織への協力依頼を周知した。

ただし、協力依頼への対応につては、組織の体制等も異なるため、バラツキが生じている。

- ⇒ 平成27年国勢調査協力者会議を平成26年度中に設置
- ⇒ 調査を円滑に実施するための協力依頼先の掘り起こし
- ⇒ 組織に応じた依頼内容を検討

【協力依頼の内容】

- 広報用ポスターの掲示
- 調査周知用リーフレット等の回覧
- オートロックマンションの場合,連続訪問の許諾
 - ⇒ 理事会の了承が必要となる場合も多い
- 調査書類の配布時における空室情報等の確認などへの協力の周知
- 管理人等が調査員として調査を実施することへの協力の周知
- 傘下の機関等への調査協力の依頼

(2) 新たな取り組みとして検討している事項

- ① 平成22年調査における実施状況の把握 平成27年調査の実施に向けて、特に、アパート・マンション等の共同住宅への協力 依頼や調査員確保の取組状況について、市町村の実施状況を詳細に把握
- ② 管理会社等に調査員事務(調査票の配布・回収等)を業務委託
 - ・第2次試験調査において実施状況を検証
 - ・調査票の配布・回収は、調査員・指導員の事務と国勢調査令で規定
 - ⇒ 調査方法の見直しと国勢調査令の改正の検討
- ③ 引き続き、関係機関や関係団体などへの協力依頼を実施

- ④ 協力依頼の実施時期について早期化を検討
 - ・全国組織の団体や企業への協力依頼に当たっては、傘下組織等への伝達期間を考慮
 - ・管理会社等への依頼に当たっては、理事会への説明・承認期間を考慮
- ⑤ マンション等への協力依頼について広報の在り方も検討
 - ・広報WGとの連携(平成26年度から広報予算を要求中)

3 調査員確保対策及び調査員への説明方法等の検討

- (1) これまでの取り組み
 - ① 自治体ごとに実施
 - ② 調査実施年に募集
 - ③ 調査員説明会用資料を自治体ごとに準備
 - ⇒ 調査員説明会は、1回当たり2時間程度で開催しており、各自治体は説明のポイントをピックアップして資料を準備している例も多い。
- (2) 新たな取り組みとして検討している事項
 - ① 全国的な調査員確保対策を検討
 - ② 調査実施前年からの公募を検討
 - ⇒ 調査員募集の広報を調査実施年の前年から全国的に展開することを検討
 - ⇒ 調査員の事務をイメージしやすい資料を作成 = 広報WGとの連携
 - ③ 自治体の取組状況をとりまとめ、事例集として提供
 - ⇒ 全国の自治体のこれまでの調査員確保対策を事例集として取りまとめ,ポータル サイトなどを通じて、自治体に情報提供を行う。
 - ④ 調査員説明資料の在り方を検討
 - ⇒ 回答方法の多様化や調査員の高齢化を踏まえ、調査員事務説明会用のDVDや調査の手引きのポイントをまとめた資料を作成し、統一的・効果的な説明会を開催できるように支援
 - ⇒ 第2次試験調査では、「調査の手引き」を要約した「調査員のしごと」を作成。 今後、第2次試験調査の結果を検証し、さらに使いやすい「調査員のしごと」の作 成を検討。
 - ⑤ 社会福祉施設やマンション等を対象とした調査員事務の業務委託を検討
 - ⇒ 社会福祉施設の職員や管理会社に調査員事務を委託することができるしくみを 構築することにより、円滑な調査の実施を支援
 - ⇒ 調査票の配布・回収は、調査員・指導員の事務と国勢調査令で規定
 - ⇒ 調査方法の見直しと国勢調査令の改正の検討

4 その他

オンライン調査の推進により、プライバシー意識への配慮を図りつつ、昼間不在の単身世帯やオートロックマンション居住者などの面接困難世帯からも回答を得られやすい環境を整備する。

特に、若年層対策として、スマートフォンなどからも回答できるしくみを構築する。

平成25年10月25日 国 勢 統 計 課

平成22年国勢調査の協力者会議等の実施状況

1 各府省への協力依頼

(1) 共通の依頼事項

- 管下職員が指導員・調査員に推薦された場合の手続き
- 管下職員,管下関係機関・職員への調査実施周知

(2) 府省別の主な協力依頼事項

- ① 内閣府
 - ・定住外国人に関する国勢調査の理解と円滑な実施
 - ・国民生活センター・消費生活センターを通じた「かたり調査」への注意喚起等
- ② 警察庁
 - ・国勢調査指導員・調査員の安全確保に関する指導、助言、協力
 - ・住居不定者、留置施設、水面調査区の円滑な調査かたり調査・報告妨害への対処
- ③ 法務省
 - ・矯正施設, 収容施設の円滑な調査
- 4) 外務省
 - ・在日外国公館、在日米軍のある地域等の円滑な調査
 - ・在日外国人に対する調査の円滑な実施
- ⑤ 文部科学省
 - ・学校を通じた学生への調査周知
 - ・学生寮・寄宿舎等の円滑な調査
- ⑥ 厚生労働省
 - ・病院・社会福祉施設等の円滑な調査
 - ・旅館・ホテルに長期滞在している者の調査
- ⑦ 国土交通省
 - ・オートロックマンション等共同集合住宅の円滑な調査
 - ・旅館・ホテルに長期滞在している者の調査
 - ・船舶に乗り込んでいる者の調査
- ⑧ 防衛省
 - 自衛隊地域の円滑な調査

⑨ 総務省

- ・行政相談窓口に対する世帯からの照会への対応
- ・住居不定者の調査(24時間営業事業所等の円滑な調査)

2 国勢調査関係者会議・協力者会議の開催

(1) 国勢調査関係者会議

調査を円滑かつ正確に実施できる体制の整備と調査に対する各般の理解・協力を得ることを目的に、平成19年10月から平成21年3月までの間、関係団体等の参加を得て、分野ごとに開催し、提言や知見を得て検討を実施(関係府省はオブザーバー参加)。

① マンション関係団体

日本賃貸住宅管理協会,マンション管理センター,高層住宅管理業協会(現:マンション管理業協会),全国住宅供給公社等連合会,全国宅地建物取引業協会連合会,全国賃貸住宅経営協会,全日本不動産協会,日本住宅建設産業協会,不動産協会,不動産流通経営協会,(独)都市再生機構

② 大学関係団体

日本公立大学協会,国立大学協会,日本私立大学連盟,日本私立大学協会,日本私立大学団体連合会,日本私立大学振興協会,日本私立短期大学協会,全国専修学校各種学校総連合会

③ 教育関係団体

全国連合小学校長会,全日本中学校長会,全国高等学校長協会,日本私立小学校連合会,日本私立中学高等学校連合会,日本PTA全国協議会,全国都道府県教育委員会連合会

④ 外国人関係団体

アジア福祉教育財団難民事業本部,在日外国人情報センター,日本学生支援機構,留学生支援企業協力推進協会,外国人集住都市会議(群馬県太田市,群馬県大泉町,静岡県浜松市)

(2) 国勢調査協力者会議

国勢調査の正確かつ円滑な実施に向け、調査実施上の対応が必要となる関係団体など幅広い分野との連携と協力・支援を得るため、新たに経済界、研究機関関係、報道関係などの参加を得て、平成21年12月に開催(新たに参加した団体等は以下のとおり。地方6団体はオブザーバー参加)。

① 経済界·労働界

日本経済団体連合会,経済同友会,日本商工会議所,全国商工会連合会,全国中小 企業団体中央会,日本労働組合総連合会

- ② 研究機関・シンクタンク関係団体 第一生命経済研究所,ニッセイ基礎研究所,野村総合研究所,三菱総合研究所
- ③ 報道関係団体 日本新聞協会,日本放送協会,日本民間放送連盟,日本ケーブルテレビ連盟,日本 コミュニティ放送協会
- ④ 青年関係・在留外国人支援団体日本青年国際交流機構,青少年国際交流センター,国際研修協力機構,自治体国際化協会
- ⑤ 福祉関係 全国社会施設協議会,全国老人福祉施設協議会,全国有料老人ホーム協会,全国老人保健施設協会
- ⑥ 病院関係全日本精神科病院協会,全日本病院協会,日本医療法人協会,日本病院会
- ⑦ その他の参加団体日本住宅管理組合協議会、公立大学協会、岐阜県美濃加茂市、日本語教育振興会

3 マンション等共同集合住宅に関する協力依頼

- (1) 関係者会議における検討を踏まえ、主要マンション管理会社46社(分譲26社、賃貸その他20社)に対して、平成21年2月から平成22年2月までの間、連続訪問、空き室情報の提供などの調査実施に関する個別の協力依頼に関する意見交換を行った。意見交換結果を踏まえ、依頼事項を整理して協力依頼を実施。
- (2) 主要マンション管理会社との意見交換結果を踏まえ,(社)高層住宅管理業協会(現: 一般社団法人マンション管理業協会)の傘下会員企業393社に対し,管理マンション情報・空き室情報の提供依頼,マンション管理組合から調査員の推薦依頼,マンション内の連続訪問への理解,掲示板・エレベーター内へのポスター掲示を依頼(平成22年2月)。
- (3) 同様に,(財)日本賃貸住宅管理協会の傘下会員企業933社に対し,管理マンション情報・空き室情報(7/1,10/1)の提供依頼,オーナーへの調査員募集案内,マンション内の連続訪問への理解,掲示板・エレベーター内へのポスター掲示を依頼(平成22年2月)。

- (4) また,全国賃貸管理ビジネス協会の傘下会員企業945社に対し,管理マンション情報・空き室情報(7/1,10/1)の提供依頼,オーナーへの調査員募集案内,マンション内の連続訪問への理解,掲示板・エレベーター内へのポスター掲示を依頼(平成22年4月)。
- (5) マンション管理会社の協力依頼を得て,管理会社がマンション居住者に管理会社名の 入った協力依頼状約70万枚を配布((株)レオパレス21,(株)学生情報センター,積和不 動産中部(株)) (平成22年9月)。

4 調査員確保対策

(1) 調査員募集用リーフレットの作成

国勢調査員の募集や調査実施の事前周知などに当たっては、調査の意義・重要性等を簡潔に表現した標語及びポスター図案を小学生、中学生、一般に分けて広く募集し、入選作を調査員募集用リーフレットに活用(標語及びポスター図案の募集は大正9年(1920年)の第1回調査から実施)

平成22年国勢調査では、標語及びポスター図案の募集を平成21年6月に実施し、調査 員募集用リーフレットの版下(共通部分:複数の文例・レイアウトから選択可能)は平 成22年1月に作成・提供(リーフレットの最終頁には、各都道府県において調査結果や 統計データなどを独自に追加して印刷)

注) 事前周知用リーフレットや協力依頼用パンフレットは総務省統計局が作成(印刷) して配布

(2) 過去の調査員公募の事例の還元

過去の国勢調査における指導員・調査員の公募事例(実施時期,実施媒体,記載事項・ 内容,採否のポイント,公募のメリット・デメリットなど)や調査員候補者の募集・選 考業務の委託事例を作成・提供(平成22年1月)。